

市民と福祉をむすぶ

かけはし

第244号

2024

10月



■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
令和6年10月15日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail：info@yabu-shakyo.jp
■ホームページ <https://www.yabu-shakyo.jp/>

◀「社協Instagram」QRコード

つながりを養父市のチカラに

▶養父市シルバー人材センター「笑いと健康お届け隊」の指導を受けながら脳を活性化
するレクリエーションを教わる参加者（11月9日、養父公民館）



介護予防・つながりサポーター 養成講座開催

9月5日、養父公民館で「介護予防・つながりサポーター養成講座」の第2回目を開催しました。

本講座は、毎日元気にワラスや、ふれあい喫茶などの地域活動を応援するサポーターの養成を目的に、全3回講座で開催し、21名が参加しました。

第2回は、養父市シルバー人材センター「笑いと健康お届け隊」から「やぶからぼうたいそう」や筋力トレーニング、手遊びを使った頭の体操など、実際に地域のサロン等で行っている運動を教わりました。

続いて、市内で活動するボランティアグループや個人ボランティアから活動上での楽しさや、大切に行っていることについて発表を聞きました。

その後のグループワークでは、自分たちが地域でどのような活動ができるのかを話し合いました。

参加者は「発表者のみなさんが元気に楽しく活動している様子がよく分かりました」「まずは、人の中に人と話をする、話を聞くことから始めていきたいです」などの感想を述べていました。

いつまでも健康でいきいきと過ごすために

「いきいきサロン」を利用しませんか？

養父市社協では、養父市独自の通所サービスである「いきいきサロン（通所型生活機能向上サービス事業）」を市内4ヶ所で開設しています。「体験やレクリエーションなどをして、いつまでも健康で暮らしたい」とお考えの方へ、介護予防事業の「いきいきサロン」を紹介いたします。



▲文化祭の作品展示に向けてちぎり絵をする参加者。このほかにも貯筋体操やゲームなども行います（=写真は地域ふれあいの家いきいきサロン）

どんな人が利用できるの？

- ・事業対象者※もしくは要支援1・2のいずれかの認定をされた方
- ・上記の方で利用申請（通所型生活機能向上サービス）し、養父市から許可を得た方

利用料はいくらかかるの？

- ・1回の利用につき1,000円（昼食代、送迎代を含む）

●詳しくは最寄りの社協各支部までご相談ください

※事業対象者…「基本チェックリスト」の実施により該当した方

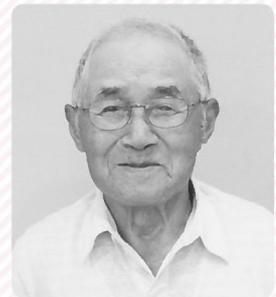


尾崎 妙子さん
(地域ふれあいの家
いきいきサロン)

毎週サロンに行くのをとても楽しみにしています。今年で97歳になりましたが、100歳になってもサロンに行きたいです。

≡ サロン参加者の声 ≡

子どもに勧められて参加しました。人とふれあうことも自身の健康のためだと思います。話をするのが好きなので、色々な方と会話や体操を楽しんでいます。



岩佐 晃雄さん
(いきいきサロン関宮)

八鹿地域

いきいきサロン八鹿

養父市上箇323-3
(ふれあいいきいきサロンそよ風)
毎週火曜 10時～15時

大屋地域

地域ふれあいの家いきいきサロン

養父市大屋町山路142
(大屋ふれあいの家)
毎週水曜 10時～15時

養父地域

ふれあいいきいきサロン「そよ風」

養父市上箇323-3
(ふれあいいきいきサロンそよ風)
毎週木曜 10時～15時

関宮地域

いきいきサロン関宮

養父市関宮193
(関宮ふれあいの郷)
毎週金曜 10時～15時

随時見学受付中！ 問い合わせは社協各支部へ

令和6年度 社協一般会費報告とお礼

社協は市民のみなさまによって支えられています

区長様を通じて、市民のみなさまに納入していただいた令和6年度の社協一般会費は、**総額 842万7,600円 (7,023世帯)** でした。

会費は養父市社協の法人運営基盤を支える貴重な財源として、社協組織の運営費や広報費、役員活動費などに活用いたします。ご協力ありがとうございました。

令和6年度 社会福祉協議会一般会費納入状況

地域	金額(円)	納入世帯数	前年比較世帯数
八鹿地域	3,660,000	3,050	△ 27
養父地域	2,373,600	1,978	△ 20
大屋地域	1,113,600	928	△ 46
関宮地域	1,280,400	1,067	△ 5
合計	8,427,600	7,023	
前年度実績	8,544,600	7,121	
前年比	△ 117,000	△ 98	(令和6年9月30日現在)



▲法人運営をすすめる役員は、養父市の地域福祉活動の充実に向けた協議検討を行っています（※写真は8月27日開催の理事による「ふくしのまちづくり部会」の様子）

教育支援資金のご案内

教育支援資金は、学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に高等学校や大学などへの入学に必要な費用、または在学中に必要な費用を貸し付け、就学や将来の就労を支援する制度です。（※他の融資制度が優先）

貸付の対象となる世帯

次の3つの要件に**すべて当てはまる世帯が対象**となります。

- ① 兵庫県内に居住中で、同一地域に6か月以上居住している世帯
- ② 低所得世帯（世帯の収入が市民税非課税程度）
- ③ 世帯内の学生の高等学校や大学等への進学・在学にあたり、その学費の捻出のため他からの融資を受けることが困難、または融資を受けても進学・在学が困難な世帯

貸付の対象となる費用

① 就学支度費（主に入学時のみに必要となる経費）

- ・ 入学金、各種経費、教材費、通学費（初年度6か月分のみ）
- ・ 制服代やシューズ類
- ・ 部屋を借りるための敷金等の初回

費用（下宿費用） など

- ・ 貸付限度額 50万円以内
- ・ 貸付期間 在学期間中

② 教育支援費（在学期間を通じて必要となる経費）

- ・ 授業料、各種経費
- ・ 教材費、修学旅行積立金、通学定額代
- ・ 自宅からの通学が困難な場合の家賃及び共益費に相当する経費（下宿費用） など

- ・ 貸付限度額（月額）
 - 高等学校 3万5千円以内
 - 高等専門学校 6万円以内
 - 短期大学 6万円以内
 - 大学 6万5千円以内

・ 貸付期間 在学期間中

- ※償還期間は20年以内
- 申請から貸付可否の決定まで1か月から1か月半程度かかります。お早めにご相談ください。



今月の 地域だより



第一学院高等学校養父校生徒が

放課後。プレーパークで ボランティア活動

9月6日、「せきのみや放課後プレーパーク」に第一学院高等学校養父校の生徒5名がボランティアとして参加しました。

これは、同校が地域との交流を目的に活動しているもので、ボランティアスタッフとして子どもたちの遊びの見守りや工作の手伝いをしました。



▶こどもの想いを聞きながら工作を手伝う生徒（11月6日、関宮健康増進施設の下）

今年度の活動は6月21日に続いて2度目で、子どもたちも高校生スタッフが来るなり「鬼ごっこしよー」と打ち解けた表情でかけよる子もいました。
また、木工や工作を手伝ったり、大きなしゃぼん玉づくりと一緒に楽しんだりしました。



▲一緒にしゃぼん玉遊びも体験

参加した生徒からは「また参加したい」などの声がありました。

第60回八鹿文化祭

出前プレーパークのお知らせ

- ・日時 令和6年11月9日(土) 11:00~15:00 (予定)
- ・場所 やぶ市民交流広場

ご家族で遊びにきてください!

安心・安全に使用して

養父市自動車協会が車いす点検

9月13日、市内の自動車整備工場で行く養父市自動車協会による車いす点検が関宮ふれあいの郷で行われました。これは平成24年から、同協会が整備技術を活かした社会貢献として、毎年実施しています。

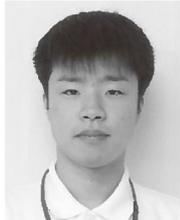
当日は、整備士13名が社協の車いす25台のタイヤの空気の状態やブレーキのかけ、フレームのガタつきがないかなどを点検し、整備・調整などをしました。



▲一台ずつ丁寧に点検・整備いただき、ありがとうございました

同協会長の濱田義人よじとさんは「利用者の方が安心・安全に乗っていただけるように、これからも車いす点検のボランティアを続けていきます」と話していました。

ソーシャルワーク実習を終えて



佛教大学 池田 博昭さん (八鹿町)

8月16日から9月27日まで、養父市社会福祉協議会でソーシャルワーク実習生としてお世話になりました。実習を通して、社協は一

つの機関で地域住民を支えるのではなく、民生委員・児童委員や区長、地域ボランティア等の大勢の地域住民や多機関と連携して、その地域に住む住民が自分らしく暮らすための仕組み作りや活動を行っていることを学びました。

また、養父市社会福祉協議会の職員のように、地域住民に真摯に向き合える社会福祉士になれるように頑張ります。

教えて弁護士さん!



第125回

「県知事と県議会の関係」について

Q 最近、兵庫県知事が問題行動を起こしたとして、県議会において県知事の不信任決議が可決されたことが全国で注目を浴びています。

県知事も県議会議員も、いずれも県民の投票により選ばれた立場にあり、どちらかの地位に優劣をつけられるわけではないように思いますが、県議会には県知事を辞めさせるための不信任決議、県知事には県議会議員を失職させる解散権が認められているのはなぜでしょうか。

A ご質問のとおり、県知事も県議会議員も、同じく県民による選挙によって選ばれた、県民の意思を反映している立場です。県民が選んだ者に対し、不信任決議や解散権によってその地位を失わせることは、県民の意向に反することになるのでは、と不思議に思う方もいるかもしれません。

ただ、県民が選んだ県知事が県議会の解散すること、逆に県民が選んだ議員で構成する議会が県知事の不信任決議をすること、これも民意に沿っているともとれるのです。

このように、矛盾するともとれる権利を認めているのは、県知事と県議会の役割と、民意は変化する、という点にあります。

県議会は、県の予算や条例を制定することが主な役割であり、県知事は、決められた予算や条例等に従って県の事務を実行していくことが役割です。そして、県知事が事務を実行していく中で、時には行き過ぎた対応では?と考えられるようなことをする可能性もあります。そのような時に、県議会は県知事の提案等に対し否決することでこれを食い止めることができ、県議会には県知事を監視する役割もあると言われています。この監視の権限で最も強いものが不信任決議です。

他方、県知事が県民のために必要と判断したことに県議会が反対しているような場合に、県議会を解散することで県知事の意向を貫くことができるのです。

このように、県知事も県議会も民意を実現するために不信任決議や解散権を行使するのですが、民意というのは、ずっと変わらないというものではありません。県知事の言動や県議会の対応などをうけて民意も変化しますので、一度県民に選ばれたからといって、その後も県民の意向を反映しているとは言えません。このため、県知事の失職後に知事選挙が、県議会解散後に議員の選挙が行われ、改めて民意が確認される仕組みになっているのです。

S I N 法律労務事務所 弁護士 福島 健太

わたしのつぶやき

あんな～あ



市民のみなさんからの心安らくエピソードやちょっといい話、ちょっとこれ見という写真を掲載するコーナーです。

三島啓子さんからの「まいとくれんせえ」

介護予防・つながりサポーター養成講座を受講してのお話

「私も地域でつどい場などをしてみたい」と考えていた時に講座の案内があり、仲間づくりや区役員との連携をどのようにすればいいのかわかり「ヒント」をもらえればと思い参加しました。

講師のお話を聴くなかで、人と人とのつながりは、健康づくりだけではなく、つどい親交を深めること

で助け合いにもつながるのだと感じました。また、実践発表者の話に元気づけられるとともに、活動の参考にもなりました。

今後、もっと大勢の方が講座を受講することで、一緒に「つながり」づくりを広めるサポーターが増え、元気な養父市になればと思います。私も区で新たな活動を始めていきたいです。



おめでたいですね。

以上3名の方が当選されました。

太田垣真奈美さん

眞垣 勇輝さん

瀧 美和さん

★前回の答えは「活動」でした

FAX 662-0161

養父市社会福祉協議会

「福祉の杜」内

養父市八鹿町下網場320

■応募先 〒667-0022

■メ 令和6年10月29日必着

■以外目的には使用しません。

Quoカード500円分を贈ります。

いただいた個人情報、当コーナ

正解者の中から抽選で3名さまに

感想をご記入の上、ご応募ください。

「か

たは、FAXに答えと住所、氏名

フリガナ、年齢、電話番号、「か

はし」をお読みになった「意見・ご

応募先 QRコード

応募はこちら



応募先 QRコード

律速

■ヒント 何はなくても〇〇第一！

元気があれば何でもできる！

バラバラになった文字を組み合わせて

2文字の言葉を作ってね。

分割

クオカードが当たる!

クオカードが当たる!



この広報紙は共同募金配分金が使われています。